

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の
人員、設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表(第二条関係)

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章～第九章略</p> <p>第九章の二 就労選択支援</p> <p>第一節 基本方針(第百六十一条の二)</p> <p>第二節 人員の基準(第百六十一条の三・第百六十一条の四)</p> <p>第三節 設備の基準(第百六十一条の五)</p> <p>第四節 運営の基準(第百六十一条の六―第百六十一条の九)</p> <p>第十章 就労移行支援</p> <p>第十一章～第十九章略</p> <p>附則</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第三条 指定障害福祉サービス事業者(第三章、第四章、第八章、第九章及び第十章から第十五章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3略</p> <p>第九章の二 就労選択支援</p> <p>第一節 基本方針</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第九章略</p> <p>第十章 就労移行支援</p> <p>第十一章～第十九章略</p> <p>附則</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第三条 指定障害福祉サービス事業者(第三章、第四章及び第八章から第十五章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2・3略</p>

第六十一条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七の二の者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第六条の七の三の事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、又はこれに併せて、当該アセスメントの結果に基づき、規則第六条の七の四の便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第二節 人員の基準

（従業者の員数）

第六十一条の三 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（準用）

第六十一条の四 第五十二条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第三節 設備の基準

（準用）

第六十一条の五 第八十三条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第四節 運営の基準

(実施主体)

第六十一条の六 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第六十一条の七 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、アセスメントを行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、

当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならぬ。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第六十一条の八 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項の協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第六十一条の九 第十条から第二十一条まで、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条、第六十二条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条(第二項第一号を除く。)、第八十六条、第八十七条、第八十八条から第九十四条まで、第四十六条及び第五十七条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第六十一条の九において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第四十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項の療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第七十七条第二項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第

二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第六十六条の九において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第六十一条の九」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第九十四条第一項」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第六十六条の九において準用する前条」と、第一百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

（就労選択支援に関する情報提供）

第七十一条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

（準用）

第八十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条から第九十四条まで、第一百四十六条、第四百七十七条及び第七十一条の二の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第八十四条の二」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第四百四十六条第一項」と、第二

（準用）

第八十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条から第九十四条まで、第一百四十六条及び第七十一条の二の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第八十四条の二」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第四百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第

十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百八十五條において準用する第百四十六條第二項」と、第五十九條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百八十五條において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十一條中「前條」とあるのは「第百八十五條において準用する前條」と、第七十七條第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十五條第一項」とあるのは「第百八十五條において準用する第二十條第一項」と、同項第三号中「第六十七條」とあるのは「第百八十五條において準用する第九十條」と、同項第四号から第六号までの規定中「次條」とあるのは「第百八十五條」と、第九十四條第一項中「前條」とあるのは「第百八十五條において準用する前條」と読み替えるものとする。

(準用)

第百九十條 第十條から第十八條まで、第二十條、第二十一條、第二十三條、第二十四條、第二十九條、第三十四條の二、第三十六條の二から第四十二條まで、第五十九條から第六十二條まで、第六十八條、第七十條から第七十二條まで、第七十六條、第七十七條、第八十六條、第八十八條から第九十四條まで、第百四十六條、第百四十七條、第百七十一條の二、第百八十一條第六項及び第百八十一條から第百八十三條までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十條第一項中「第三十二條」とあるのは「第百九十條において準用する第九十一條」と、第二十一條第二項中「次條第一項」とあるのは「第百九十條において準用する第百四十六條第一項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百九十條において準用する第百四十六條第二項」と、第五十九條第一項中「次條第一項」とあるのは「

第二十二條第二項」とあるのは「第百八十五條において準用する第百四十六條第二項」と、第五十九條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百八十五條において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十一條中「前條」とあるのは「第百八十五條において準用する前條」と、第七十七條第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十五條第一項」とあるのは「第百八十五條において準用する第二十條第一項」と、同項第三号中「第六十七條」とあるのは「第百八十五條において準用する第九十條」と、同項第四号から第六号までの規定中「次條」とあるのは「第百八十五條」と、第九十四條第一項中「前條」とあるのは「第百八十五條において準用する前條」と読み替えるものとする。

(準用)

第百九十條 第十條から第十八條まで、第二十條、第二十一條、第二十三條、第二十四條、第二十九條、第三十四條の二、第三十六條の二から第四十二條まで、第五十九條から第六十二條まで、第六十八條、第七十條から第七十二條まで、第七十六條、第七十七條、第八十六條、第八十八條から第九十四條まで、第百四十六條、第百四十七條、第百八十一條第六項及び第百八十一條から第百八十三條までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十條第一項中「第三十二條」とあるのは「第百九十條において準用する第九十一條」と、第二十一條第二項中「次條第一項」とあるのは「第百九十條において準用する第百四十六條第一項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百九十條において準用する第百四十六條第二項」と、第五十九條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百九十條において

第九十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第九十条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第九十条において準用する第九十四条第一項」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第九十条において準用する前条」と、第九十条第六項中「賃金及び第三項の工賃」とあるのは「第八十九条第一項の工賃」と、第九十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十四条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条(第一項を除く。)、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第七十条、第七十二条、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第九十二条から第九十四条まで、第九十六条(第一項を除く。)、第九十七条、第七十一条の二、第八十条第六項、第八十一条から第八十三条まで及び第八十六条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十二条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九

準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第九十条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第九十条において準用する第九十四条第一項」と、第九十四条第六項中「賃金及び第三項の工賃」とあるのは「第八十九条第一項の工賃」と、第九十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十四条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条(第一項を除く。)、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第七十条、第七十二条、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第九十二条から第九十四条まで、第九十六条(第一項を除く。)、第九十七条、第八十条第六項、第八十一条から第八十三条まで及び第八十六条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十二条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十四

九十四条において準用する第四百六条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第九十四条において準用する第四百六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十四条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十四条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第九十四条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第九十四条において準用する前条」と、第八十条第六項中「賃金及び第三項の工賃」とあるのは「第九十三条第一項の工賃」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

用する第四百六条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第九十四条において準用する第四百六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十四条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十四条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第九十四条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第九十四条において準用する前条」と、第八十条第六項中「賃金及び第三項の工賃」とあるのは「第九十三条第一項の工賃」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。